

移動等円滑化実績等報告(福祉タクシー)

福祉車両を保有する事業者は、毎年度3月31日時点の報告書を作成し5月31日までに提出する必要があります。
様式は次ページのとおりです。 また、報告対象は事業用車両(緑ナンバー又は黒ナンバー)のみとなります。

提出先

東京運輸支局	輸送部門	03-3458-9231 (内線1)
神奈川運輸支局	輸送部門	045-939-6801
埼玉運輸支局	輸送監査部門	048-624-1835 (内線3)
群馬運輸支局	企画輸送監査部門	027-263-4440 (内線1)
千葉運輸支局	輸送監査部門	043-242-7336 (内線2)
茨城運輸支局	輸送部門	029-247-5348 (内線1)
栃木運輸支局	企画輸送監査部門	028-658-7011
山梨運輸支局	企画輸送監査部門	055-261-0880

第13号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）
移動等円滑化実績等報告書（福祉タクシー車両）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表社名（役職名及び氏名）

1. 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数			
		車いす対応車数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数					
年度末車両数					

2. 福祉タクシー車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる福祉タクシー車両	計画内容
	（目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）

前年度の計画からの変更内容

（第13号様式）

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. 車いす対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車いす使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
3. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
4. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車いす使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
5. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。